

市立函館病院開放型病床運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立函館病院に開放型病床を設置するにあたり、市立函館病院開放型病床登録医申請書（以下、登録医申請書）により届け出た二次医療圏の医療機関の医師及び歯科医師（以下「登録医」という。）に対して施設、設備等を開放し、共同診療及び共同指導をとおして、医療技術の向上を図りつつ地域医療の発展に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「開放型病床」とは、登録医が入院させた自己の患者に対し、市立函館病院医師と共同して診療を行うことができる市立函館病院の病床をいう。

(運用)

第3条 市立函館病院開放型病床の利用は、第1条の目的に賛同する登録医の紹介に基づき、第4条第1項に規定する市立函館病院開放型病床に入院する患者に対し、市立函館病院医師と登録医とが共同で診療にあたるものとする。

(開放型病床)

第4条 登録医から紹介のあった入院患者を収容する開放型病床は、市立函館病院一般病棟に5床を設けるものとする。

2 開放型病床を利用できる患者は、次に掲げる者とする。

(1) 14日以内に退院が可能な患者

(2) 小児、内科系、外科系、歯科の患者

3 開放型病床に入院させた患者は、病態の変化に応じ院内の適切な病床に転床できるものとする。

4 開放型病床の管理は、開放型病床責任医師の責任において行うものとする。

(登録医)

第5条 開放型病床を利用しようとする保険医療機関は、市立函館病院に届け出なければならない。

2 届出は、登録医申請書をもって行うものとし、市立函館病院長がこれを了承した医師を登録医とする。

3 登録医を辞退する場合は、登録医の届出を行った保険医療機関が、市立函館病院に書面をもって届出を行うものとする。

4 第11条に規定する、市立函館病院開放型病床運営委員会において不相当と判断した場合には、登録を抹消することができる。

5 開放型病床の利用を希望する登録医及び市立函館病院担当医師（以下「院内主治医」という。）は、事前に市立函館病院地域連携課に連絡するものとする。

(診療上の責務)

第6条 登録医との共同診療において、院内主治医が患者の主治医として診療における最終責任をもつ。

2 登録医は、院内主治医との共同診療において副主治医として診療に当たるものとする。

3 登録医は、開放型病床で診療に従事するに当たって、市立函館病院に係る条例、規則、理念、基準などに従い院内主治医と共同して診療上の責務を負うものとする。

(診療)

第7条 開放型病床に入院中の患者に関する診療は、市立函館病院長の管理下にあるものとする。

2 登録医の診療時間は、原則として平日の9時～20時までとする。

3 登録医は、紹介患者を開放型病床に入院させた場合、必要に応じて来院の上、院内主治医と診療方針の協議及び患者の診察を行うものとする。

4 登録医と院内主治医の診療に関する意見交換は、直接または診療録を介して行うものとする。

5 医薬品及び診療材料、検査機器は市立函館病院の採用品を使用するものとする。

(患者の入退院)

第8条 登録医は、自己の患者を開放型病床に入院させようとする場合は、患者に説明・同意を得た上、開放型病床用予約申込書にて申し込むものとする。

2 入院可否最終決定は、開放型病床責任医師の判断によるものとする。

3 入院期間は概ね14日以内とする。

4 患者の退院決定及び退院後の治療方針については、原則、登録医と院内主治医の合議で決定する。

(登録医の研修)

第9条 登録医は、市立函館病院が実施する症例検討会、院内研修会等に参加できる。

(施設・設備の共同利用等)

第10条 登録医は、市立函館病院の会議室、図書室等を利用できる。

(運営委員会)

第11条 開放型病床の効率的かつ円滑な運営について協議するため、市立函館病院開放型病床運営委員会を設置する。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(医療事故損害賠償)

第12条 開放型病床利用患者に発生した医療事故については、市立函館病院職員と当該登録医がその処理に当たり、費用などについては、原則として病院が加入する医療賠償責任保険を適用する。

2 第1項以外の場合については、その都度協議の上処理するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、開放型病床の運営について必要な事項は市立函館病院が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。